

久喜市予防接種助成金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市予防接種助成金交付要綱（平成24年久喜市告示第185号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条の3の表」を「第3条の表」に改める。

第5条第3項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「インフルエンザのワクチンの」を削り、同条第4項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「高齢者肺炎球菌ワクチンの」を削る。

第6条第3号中「インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチンの」を「前条第3項及び第4項に規定する」に改める。

様式第1号中「インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン」を「インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。